

# 調停手続きについて

調停は、保護者の公平な苦情解決手続きに関する権利を否定したり、遅らせることはできません。



調停は、公平な苦情解決手続きを要求する前またはそれと同時に要請できます。



セッションは、調停を訓練された行政法判事により実施されます。



調停セッションには、弁護士および法的権利擁護者も参加できます。



調停の結果得られた合意は書面に記録され、すべての参加者が署名します。



調停プロセスで行われた議論はすべて秘密が保持されます。



その他の必要な情報について：早期介入システムでの保護者の権利に関する詳細には、次のリソースが提供されています。

- 地域の乳幼児プログラムサービスコーディネーター
- 次のような地元の推進組織  
児童および青少年擁護団体(Advocates for Children and Youth) (410) 547-9200  
特別な補助を必要とする乳幼児のための家族支援ネットワーク(Family Support Network for Infants and Toddlers With Special Needs) (410) 767-0652, (800) 535-0182  
メリーランド州障害者法センター(Maryland Disability Law Center) (410) 235-4700, (800) 233-7201; TTY: (410) 235-4227  
メリーランド大学法学部一般相談室(University of Maryland School of Law General Practice Clinic) (410) 328-3295
- メリーランド州教育庁  
特殊教育/早期介入サービス課  
**Maryland Infants and Toddlers Program**  
200 West Baltimore Street; Baltimore, MD 21201  
電話 (410) 767-0261 ・ フリーダイヤル (800) 535-0182  
ファックス (410) 333-8165 ・ TDD (410) 333-0731

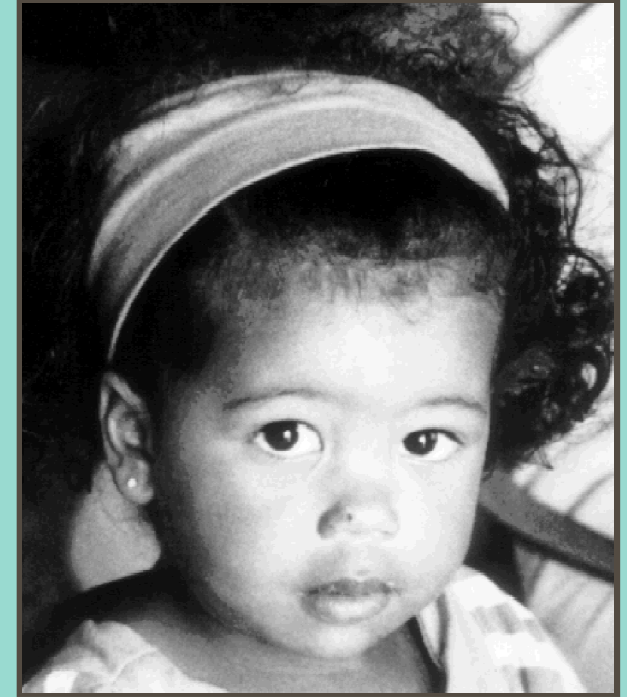
Robert L. Ehrlich, Jr.  
知事

Edward L. Root  
メリーランド州教育委員会委員長

Nancy S. Grasmick  
州教育長

Carol Ann Baglin  
州副教育長  
特殊教育/早期介入サービス課

メリーランド州教育庁は、雇用またはプログラムへの参加に関して、人種、性別、年齢、国籍、宗教、または障害によって差別することはありません。教育庁の方針に関しては、機会均等監督事務所(Equity Assurance and Compliance Branch) (電話410-767-0246、ファックス410-333-2226、TDD 410-333-6442) までお問い合わせください。◆ この文書は、米国教育部、特殊教育/早期介入サービス、IDEA、第C部、助成金#H181A020124に基づいて特殊教育/早期介入サービスにより作成されました。◆ ここで表現されている見解は、必ずしも米国教育省、またはその他の連邦機関の見解を表すものではない点をご理解ください。◆ この情報には著作権による制限はありません。コピーおよび配布は自由ですが、メリーランド州教育庁、特殊教育/早期介入サービス部の著作権表示は正しく行ってください。◆ この文書は、米国障害者法(ADA)に準じて、代替フォーマットで要求することができます。メリーランド州教育庁、特殊教育/早期介入サービス部へは、電話410-767-0261、ファックス410-333-2661、TDD 410-333-0731にてお問い合わせください。



## 早期介入システムでの調停

メリーランド州教育庁  
特殊教育/早期介入サービス課  
メリーランド乳幼児プログラム



# サ

サービス提供側と保護者の間に、早期介入システムへの家族の参加について次のような事項で意見の相違が発生する場合があります。

- 資格の有無の決定
- 子供の評価
- 有資格の乳児または幼児へのサービス提供
- 早期介入サービスにかかる費用負担

このような問題が発生すると、コミュニケーションが困難になり、お互いに合意できる決定に到達することが難しくなります。

保護者が正式に苦情を訴える方法は、公平な苦情解決手続きです。この手続きでは、審理で提示された証拠を基に行政法判事により判断が下されます。調停については「公平な苦情解決手続き (Impartial Complaint Resolutions Procedures)」という小冊子を参照してください。この小冊子はメリーランド州乳幼児プログラムで入手できます。

保護者が苦情を訴えるやや非公式な方法として「調停」があります。調停では開かれたコミュニケーションを通じて相互が問題解決を図ります。これにより、保護者とサービス提供側の協力関係を築くことができます。調停は完全に自発的なもので、保護者は正式な公平な苦情解決手続きの代わりに調停を要請することも、その両方を要請することもできます。

調停は、公平で訓練された調停委員の指導の下で当事者が合意に達することを可能にします。調停委員は、家族とサービス提供側の争点となっている問題に集中します。双方から提示された事実と考えを基に、調停委員は子供と家族にとって最適な合意を得られるよう努力します。

子供が最適な早期介入サービスを受けられるようにすることは調停委員の目的であるとともに、保護者とサービス提供側は実現可能な決定に到達するために誠実に努力する必要があります。

調停の結果、合意が得られた場合は書面に記録し、すべての参加者が署名します。



合意が得られなかった場合でも、保護者は「公平な苦情解決手続き」を申請することができます。

いずれの場合も、調停委員と全当事者は調整セッションの内容を口外しません。

## 保護者が調整を申請するには

- メリーランド州行政審理事務所に「早期介入調停申請書 (Application for Early Intervention Mediation)」を提出します。訓練された調停委員が、保護者とサービス提供者が相互に納得できる合意に達する手助けをします。

または

- 「公平な苦情解決手続き」を申請する前に、調停を要請する申し立てをメリーランド州乳幼児プログラム宛に書面にて送付します。

児童福祉は最重要課題であり、早期介入サービスが家族からの苦情や手続きにより遅延または中断されることはありません。

